

公的施設等運営評価調書
(令和 6 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度	令和 6 年度
状況調査基準年月日	令和7年4月1日

施設名	ひょうご環境体験館	施設所管部課室	環境部		環境政策 課	
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	主幹 (副主任	中安 祐介 渋谷 愛永)	内線	74671 (74673)

1 施設概要

設置目的	環境の大切さに気づき、環境について学ぶ機会を提供することにより、県民一人ひとりの環境に対する意識の向上に資するとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための県民の活動を促進する。							
設置根拠	条例名称 ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例 (平成20年3月5日 条例第 4 号)							
所在地等	所在地	佐用郡佐用町光都1-330-3		設置年月日	平成 20 年 3 月 20 日 (R 7.4現在経過年数 18 年)			
	電話番号	0791-58-2065		直近の大規模改修年月	令和 3 年 3 月 (R 7.4現在経過年数 4 年)			
	HP・電子メール	http://www.eco-hyogo.jp/taikenkan/						
敷地面積	敷地面積	18214.75 m ²	所有者別内訳	m ²	県	18,214.75 m ²		
	延床面積	994.09 m ²		m ²	その他	m ²		
施設内容	【各施設名とその概要】 シアター・地球工房・展示スペース							
利用時間	10:00~17:00							
休館日	月曜日(祝日の場合はその翌日)、12月31日、1月1日							
利用料金	利用料金制度	導入済	料金体系	【視聴覚室兼研修室利用料金】				
	名称	視聴覚室兼研修室		AM:2,400円 PM:5,000円 終日:8,600円				
整備費	988,361 千円							
	(内訳)	当初整備	施設建築費	702,925 千円	財源内訳			
			用地費	千円	国庫	303,100 千円	起債	481,700 千円
			備品費等	81,902 千円	特定	千円	一般	27 千円
			その他	千円				
	大規模改修	改修費	36,547 千円	財源内訳				
		備品費等	166,987 千円	国庫	101,767 千円	起債	101,700 千円	
		その他	千円	特定	千円	一般	67 千円	
	施設拡充	施設拡充等	千円	財源内訳				
備品費等		千円	国庫	千円	起債	千円		
その他		千円	特定	千円	一般	千円		
業務内容	<p>(1) 主として体験活動を通じて、環境についての理解を深める学習(以下「環境学習」という。)の機会を提供する事業を実施すること。</p> <p>(2) 環境に関する資料を収集し、これらを展示、貸出等により環境学習を活用すること。</p> <p>(3) 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>(4) 環境学習について指導的な役割を担う者及び自ら環境の保全と創造に関する活動を実践する者の育成を行うこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体験館の目的を達成するために必要な業務。</p>							

2 運営体制

運営形態	指定管理者制度						
	指定管理者 指定内容	指定管理者名	公益財団法人ひょうご環境創造協会			指定の方法	
		所在地	県内所在地	神戸市須磨区行平町3-1-18			特定の者を 指定する理由
		主たる事務所					
		指定管理期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日			履行保証保険の付保	していない
導入(予定)時期		平成20年3月20日 ~					
公募施設の場合⇒	直近の公募年度	令和2年度	公募回数	4 回目			
職員数		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
	総数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	
	うち県外向	人	人	人	人	人	
	正規	人	人	人	人	人	
	その他	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	
組織図	<p>ひょうご環境体験館</p> <p>ひょうごエコプラザ</p> <p>協会本部 (兵庫県地球温暖化防止活動センター)</p> <p>エコハウスサポーター (ボランティアスタッフ)</p> <p>館内の案内 学習プログラムの実施</p> <p>総括責任</p> <p>広報(HP含む)、施設管理 縣庁・市町村・NPO等との連携 環境学習・教育事業の企画運営 プログラム開発、企画展示等</p> <p>観覧・喫煙</p>						

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
支出	33,685	34,105	37,621	42,271	29,982	
人件費	10,551	11,105	11,193	11,262	11,456	
維持管理費	12,260	13,289	17,271	21,796	9,233	
事業運営費	10,874	9,711	9,157	8,380	8,432	
その他						
収入(財源内訳)	33,685	34,105	37,621	42,271	29,982	
県費	一般財源	32,971	32,471	36,527	41,138	29,121
	使用料収入					
	他(国庫・CSR等)		809	394	178	261
	計	32,971	33,280	36,921	41,616	29,382
指定管理者等	利用料金					
	自主事業					
	自主財源	714	825	700	655	600
	計	714	825	700	655	600

※ 令和7年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[R3年度:8,408千円、4年度:8,331千円、5年度:8,412千円、6年度:8,890千円、7年度:8,932千円]

4 利用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	4,727 人	8,669 人	14,950 人	30,335 人	31,518 人
対 2 年度比	14.7	27.0	46.5	94.4	98.1

【主な施設の利用状況】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%

5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
			年	
			年	
			年	
			年	

6 運営評価指標

	指 標 名	目 標 [考 え 方]	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	達成/未達成
設置目的に関する指標	総利用者数等	32,000 { 過去最高の利用者数を維持 }	14,950 (2.3 千円)	30,335 (1.2 千円)	31,518 (1.3 千円)	未達成
サービス向上に関する指標	全体利用等	48.0 { 月4回×12ヶ月 }	109.0	115.0	116.0	達成
効率的な運営に関する指標	光熱水費等	932 { 指定管理料÷利用者数指標 }	2,187	1,217	1,341	未達成
その他						

※ ()書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

7 運営評価

必要性	ひょうご環境体験館は、県民が環境問題を自ら体験しながら学べる貴重な拠点である。特に深刻化する地球温暖化への対策を中心に、体験型の学習を通じて、子どもから大人まで幅広い世代に環境意識を根付かせ、ごみ減量や再生可能エネルギーの活用など、実践的な行動につなげる効果がある。持続可能な社会の実現には市民一人ひとりの意識改革が不可欠であり、そのための学びの場を提供する本施設は、地域の環境力向上や次世代育成に不可欠である。
有効性	体験型の環境学習プログラムの実施(116回)や、地球温暖化防止に関する展示等により、利用者が日常生活で取り組める対策や行動を分かりやすく学ぶことができるとともに、環境活動グループやボランティア活動等の幅広い参画と協働、他の環境学習施設等との連携によるプログラムの実施やイベントの開催などを行っており、環境に対する県民意識の向上と具体的な行動の実践に寄与している。
効率性	環境活動グループやボランティア等との連携による環境学習プログラムの実施や、省エネ・節電の取組み強化等により経費の削減を図るなど、効率的な運営を図っている。
民間・市町との役割分担	地球温暖化など環境問題は広域的なものであり、県が総合的な環境学習プログラムの提供等を行うとともに、県民・事業者・NPO・行政等の連携・交流を促し、環境の保全と創造に関する意識の向上と活動の促進を図っていく必要がある。
受益と負担の適正化	施設への入場料は、体験型の環境学習プログラムや地球温暖化対策技術の見学など県民の環境学習を推進するため無料としている。一方、シアターの専用利用については、使用料(利用料金)を徴収しており、その金額は、近隣施設並に設定している。

8 指定管理者制度導入の効果 (※ 直営施設については、導入しない理由)

導入効果等	環境学習プログラムの実施や地域の環境保全活動を行うリーダー等の人材育成など、指定管理者がこれまでに蓄積したノウハウを十分に生かした効果的な運営が行われている。
-------	---------------------------------------------------------------------------------

9 施設の見直し方針

見直し方針	県民の環境保全に対する意識向上を図るための学習拠点として今後も必要であり、引き続き事業を継続する。また、効果的・効率的な運営のため、引き続き、指定管理者の公募により運営を行う。
見直しの理由・考え方	体験型の環境学習施設であり、環境学習についての豊富なノウハウを持つ指定管理者を引き続き公募により指定することで、指定管理者の主体的な取組を活かし、施設維持管理費を削減するなど、効率的な運営を図ることができる。

10 外部評価について

<p>ひょうご環境体験館は、日常点検や外部委託による清掃を計画的に実施し、利用者が安心して利用できる環境づくりに努めている。設備の老朽化に対しても、点検による危険箇所の早期把握と迅速な修繕対応を行っている。利用者アンケートでは施設全体の満足度が98.8%と高く、個人・団体ともにプログラム内容への満足度も非常に高い。運営業務では、災害時を除き計画通りに開館し、新規プログラムの開発や広報活動にも積極的に取り組んでいる。今後は、広報活動のさらなる強化や多様なプログラムの展開、若い世代へのアプローチ、関係機関との連携強化などにより、より一層の充実が図られることが期待される。</p>

※ 評価の内容を記載 行っていない場合はその理由を記載

公的施設等運営評価調書
(令和 6 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度 令和 6 年度
状況調査基準年月日 令和7年4月1日

施設名	兵庫県立総合射撃場	施設所管部課室	環境部			自然鳥獣共生 課	
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	副課長兼班長 (主任	祖父江 宗利 森本 祥子)	内線	(74695)	

1 施設概要

設置目的	銃器を使用した野生鳥獣の捕獲等(以下「狩猟」という。)及び射撃に関する知識及び技術の習得及び向上の機会を提供することにより、狩猟の担い手の確保及び育成を図るとともに、射撃に関する競技水準の向上に寄与する							
設置根拠	条例名称 兵庫県立総合射撃場の設置及び管理に関する条例 (令和6年3月21日 条例第 22 号)							
所在地等	所在地	兵庫県三木市吉川町福井523番地6			設置年月日	令和 6 年 4 月 1 日		
	電話番号	0794-72-0255			(R 7.4現在経過年数)	1 年)		
	HP・電子メール	https://hyogo-prefectural-shootingrange.jp/			直近の大規模改修年月	年 月		
敷地面積	敷地面積	684192.47 m ²	所有者別 内訳		m ²	県	684,192.47 m ²	
					m ²	その他	m ²	
施設内容	延床面積 4,620.31 m ² 【各施設名とその概要】 管理棟、クレ射場、ライフルスラッグ棟、エアライフル棟							
利用時間	9:30～17:00							
休館日	月曜日、12月29日～1月3日							
利用料金	利用料金制度	導入済	料金体系	別紙のとおり				
	名称							
整備費	3,561,876 千円							
	当初 整備	(内訳)	施設建築費	3,394,832 千円				財源内訳
			用地費	2,419 千円				
			備品費等	千円				
			その他	164,625 千円				
	大規模 改修	(内訳)	改修費	- 千円				財源内訳
			備品費等	- 千円				
			その他	- 千円				
	施設 拡充	(内訳)	施設拡充等	- 千円				財源内訳
			備品費等	- 千円				
その他			- 千円					
業務内容	ア 狩猟又は射撃に関する知識及び技術の習得及び向上のために施設を県民の利用に供する イ 狩猟又は射撃に関する知識及び技術の習得及び向上のための講習会、研修会等を開催する ウ 狩猟及び射撃に関する相談に応じ、及び指導を行う エ 狩猟及び射撃に関する資料の収集及び情報の提供を行う オ 射撃競技のために施設を県民の利用に供する カ その他射撃場の目的を達成するために必要な業務							

2 運営体制

運営形態		指定管理者制度					
		指定管理者名	株式会社 野生鳥獣対策連携センター	指定の方法	公募による指定		
指定管理者 指定内容	所在地	県内所在地	兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	特定の者を指定する理由	管理運営にあたり県行政との一体性が必要とされる施設		
	主たる事務所						
	指定管理期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日		履行保証保険の付保	していない		
	導入(予定)時期	令和6年4月1日 ~					
	公募施設の場合⇒	直近の公募年度	R5年度	公募回数	1回目		
職員数		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
		総数	人	人	人	人	10人
		うち県外向	人	人	人	人	0人
		正規	人	人	人	人	5人
		その他	人	人	人	人	5人
組織図	<p>(必要に応じて本社に支援要請)</p>						

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支出				83,178	80,470
人件費				42,188	41,075
維持管理費				16,779	16,350
事業運営費				19,392	18,550
その他				4,818	4,495
収入(財源内訳)				83,178	80,470
県費	一般財源			46,200	45,920
	使用料収入				
	他(国庫・CSR等)				
計				46,200	45,920
指定管理者等	利用料金			25,293	34,550
	自主事業				
	自主財源				11,684
計				36,978	34,550

※ 令和7年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[R3年度:8,408千円、4年度:8,331千円、5年度:8,412千円、6年度:8,890千円、7年度:8,932千円]

4 利用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	人	人	人	人	5,322 人
対 2 年度比					-

【主な施設の利用状況】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%

5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
			年	
			年	
			年	
			年	

6 運営評価指標

	指 標 名	目 標 [考 え 方]	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	達成/未達成
設置目的に関する指標	射場利用者数	5,000 (指定管理開始時の目標値)			5,322	達成
サービス向上に関する指標	研修開催数	20.0 (指定管理開始時の目標値)			19.0	未達成
効率的な運営に関する指標	利用者あたりの経費	9.24 (指定管理料÷利用者数指標)			8.70	達成
その他						

※ () 書きは、1 単位当たりのコスト(算定式: 1 単位当たりコスト=事業費÷指標値)

7 運営評価

必要性	野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にあるものの依然として高い状況にあり、野生鳥獣の適正管理を推進する上で狩猟者の確保・育成は非常に重要であるため、当該施設は狩猟者の捕獲技術向上の拠点として必要である。
有効性	指定管理事業として実施した初心者向け各種研修は、利用者の約85%が満足と回答しており、狩猟者の捕獲技術向上に貢献している。
効率性	令和6年度は、6月から供用を開始したため、4月、5月の利用料収入がなかったことに加え、物品等の初期投資が生じたこと、スタッフの不慣れ等により、指定管理者の自主財源を一部活用の上、運営を行うこととなったが、スタッフ配置の見直し等により、効率的な運営が図られつつある。
民間・市町との役割分担	野生鳥獣の適正管理において、県は鳥獣保護管理事業計画等を策定し管理方針を定め、市町は地域の実情に応じた被害対策等を実施するという役割分担をしている。狩猟者の確保・育成は鳥獣保護管理事業計画に基づく取組であり、県が当該施設を運営し、狩猟者の捕獲技術の向上を図っている。
受益と負担の適正化	射撃場利用料については、利用者の負担が少なくかつ県内の民間射撃場の経営を圧迫しないよう適正な価格を設定している。また、指定管理研修については、参加を促進するため、参加費は無料としている。

8 指定管理者制度導入の効果（※ 直営施設については、導入しない理由）

導入効果等	狩猟者育成のための研修会や射場での射撃指導など、指定管理者がこれまでに蓄積したノウハウを十分に生かし、利用者数は当初想定5,000人を上回る5,322人で狩猟者の捕獲技術の向上に寄与している。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

9 施設の見直し方針

見直し方針	狩猟者の確保・育成の拠点施設として今後も必要であり、引き続き事業を実施する。
見直しの理由・考え方	狩猟者育成のための研修等について、豊富なノウハウを持つ指定管理者を引き続き公募により指定する。

10 外部評価について

令和6年度は指定管理5年間のうちの1年目であり、外部評価実施時期ではないため実施していない。

※ 評価の内容を記載 行っていない場合はその理由を記載

(別紙)

利用料金一覧

区分		単位	利用料金 (円)	
クレー射撃場	共同利用	県内一般	1人1日	600
			1人1日 (学生)	300
		県外一般	1人1日	900
			1人1日 (学生)	450
	占有利用	県内	1面1日	20,000
		県外	1面1日	30,000
		県内	1面半日	10,000
		県外	1面半日	15,000
クレー代	1ラウンド	25枚	1,500	
	2ラウンド以上	25枚	1,300	
スラ ライ ツフ グル 棟 &	固定標的	共同利用	1人1日	4,000
			1人1日 (学生)	2,000
		占有利用	1日	35,000
			半日	17,500
	移動標的		1ラウンド	3,000
			1ラウンド (学生)	1,500
イ 棟 フ ア ル ラ	固定標的	共同利用	1人1日	1,000
			1人1日 (学生)	500
		占有利用	1日	10,000
			半日	5,000
ビームライフル射撃場		1人1時間	300	
		1人1時間(学生)	150	
会 議 室	会議室 1	開場から12時まで	1,900	
		13時から閉場まで	2,400	
		1日	4,300	
	会議室 2	開場から12時まで	900	
		13時から閉場まで	1,100	
		1日	2,000	
処理加工室 (回数)		鳥獣1頭または1羽 1回	6,000	